

第3回伊予市参画協働推進委員会 会議録

【日時】 令和元年7月18日（火） 13時55分～15時40分

【場所】 伊予市役所5階 委員会室

【出席者】

委員会委員： 笹本治久、橘慶子、梶原辰規、武内英治、小西千鶴子、相田春代、山内裕美、
岡崎晃 以上8人

事務局： 総務課（河合浩二、谷仲寿夫、坪田考宣、）

【欠席者】

なし

【次第】

開会

1 説明事項

- (1) 伊予市自治基本条例の見直しについて
- (2) 伊予市協働の指針（案）について
- (3) 今後の予定について

2 その他

閉会

【内 容】

開会

1 説明事項（伊予市自治基本条例の見直しについて）

議 長： それでは、議事を進行したいと思います。

議事の進行につきまして、1点お願いがございます。議事進行中の発言につきましては、挙手いただき御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、会議の円滑な進行に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次第の6、説明事項、(1)伊予市自治基本条例の見直しについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： まず、先ほど市長、武内委員長からの挨拶でもありましたが、本年が伊予市自

治基本条例の見直しの時期に当たります。市長より、本委員会に対して見直しについての諮問がありましたので、御報告をさせていただきます。

それでは、まず協議に入ります前に、前回から引き続きの委員さんにおかれましては、第1回の委員会で御説明した内容と重複することになりますが、再確認ということも含めて聞いていただけたらと思います。

それでは、伊予市自治基本条例について、本条例制定の経緯から御説明申し上げます。

資料についてですが、こちら伊予市自治基本条例制定の経緯についてをごらんください。

1枚めくっていただきまして、まず初めに当時の社会背景について御説明申し上げます。

図にありますように地方分権以前の社会においては、国が地方に委任する機関委任事務というものがありますが、地方自治体の全事務量の50%から80%を占めていたというようなことになっておりまして、この機関委任事務は、国が地方に対して指導監督権を有する上下、主従の関係であったことから、その結果、画一的な社会や行政の非効率、地域間格差を生み出し、下に書いてるんですが、さまざまな弊害を生じさせる原因となりました。

このような背景の中、国内外の社会情勢が多様化、複雑化し、次のページをあけていただきまして、中段付近に国って書いてあるところの下に国の役割というところを記載しておりますが、国においては国際社会における外交、防衛などに重点化するため、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が行うことが望ましいと考え、この上のほうに書いているんですが、平成12年4月に地方分権一括法を施行させまして、今まで行ってきた機関委任事務を廃止し、国と地方は形式上対等な関係となり、地方自治体の裁量権が拡大することになりました。一方、地方においても高度経済成長期後の成熟した社会を迎え、急激な少子・高齢化や過疎化など、それまで経験したことのない構造的な変化に直面し、それまでの画一的で縦割りの中央集権システムではなく、価値観の多様化、個性化に対応した分権型システムによる行政運営を行う必要が生じたというような背景がございます。

次に、伊予市自治基本条例の制定の動きについてでございます。

次のページでございますが、こうした地方自治体の裁量権が拡大する中、地域に合わせたまちづくりが可能となり、地方自治体の権限と責任が拡大されたことから、自立を前提とした地域の特性や多様性を生かした地域独自のまちづくりに取り組む必要が生じてまいりました。しかしながら、地方自治体に関する

決まりは地方自治法に規定されておりますが、地域独自のまちづくりの条件となる市民の参画や協働などの新しい規定がないことから、新たな条例を制定する必要が生じたというようなことでございます。

この地域独自のまちづくりの推進が自治基本条例につながってまいります。

次のページをあけていただけたらと思います。

自治基本条例とはというところで書いているんですが、地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのか、自治の仕組みの基本ルールを定めたものとなっております。俗に自治体の憲法または自治体の最高規範と呼ばれております。

多くの自治体では、この条例の基本的な枠組みとして、1番、自治を担う市民、議会、市長・行政のそれぞれの役割と責任について、2、自治体の行政運営の方針について、3番、住民の行政への参画と協働を保障する各種制度や手続について、4番、住民自治の推進及び推進体制などを枠組みとしてつくっております。

参考までですが、こうした中、全国でいち早く自治基本条例を制定したのが、下にあります平成12年12月の北海道ニセコ町においてのニセコ町まちづくり基本条例、これが最初の条例の制定となっております、この流れを受けて全国に自治基本条例が制定されたというような流れになっております。

本市の状況ですけれども、分権推進により、地方自治体は受動的姿勢だけではなく、積極的に自立した地域づくりの主体となる役割を担うことになりました。また、NPOやボランティアなどによる地域活動がさまざまな分野に広がり、公共のサービスは行政が全て受け持つという時代は終わりました。市民と行政がよりよいパートナーシップを築き、それぞれの役割分担のもと、その責任を果たしながら、協働のまちづくりを進めていくことが求められるようになりました。そのような中、本市においても合併後の新市において——これ次のページになるんですが新市のまちづくりの手法として参画と協働の推進を掲げ、新しい住民自治のあり方や自治基本条例を検討することになりました。

本市の条例制定の背景については、今見ていただいているページ、またお配りしております伊予市自治基本条例、このパンフレットを開いていただいて、1ページの左側に伊予市自治基本条例QアンドAというものがあるんですが、そこに制定の経緯が載っておりますので、また時間がございましたら御確認いただけたらと思います。

そういった中で、新市合併協議会時の新市建設計画や新市まちづくり構想において、住民自治を制度として位置づけ、明文化していることから、本自治条例

の制定が必要となったことを記載しております。また、この条例施行によりまして、行政運営上のさまざまな制度を明確に位置づけ、体系化することで、効率的、計画的な行政運営が可能となるとともに、市民と行政の役割分担について共通理解を深める基礎となることが記載されております。

市の取り組みとしましては、平成17年の合併後間もないときですけれども、10月より伊予市総合計画策定審議会というものがございまして、参画・協働分科会を設置いたしまして、公募市民、学識権者、市議会議員によって検討が始められました。平成18年度からは、伊予市の自治基本条例を制定するに当たって、基本理念や市民等の役割と責務について順次検討を開始し、その後継続して分科会を実施するとともに、平成21年7月に意見公募手続など、市民の皆様からの御意見を頂戴しながら、平成21年9月25日に条例を制定し、翌平成22年1月1日からの施行という運びになりました。

以上が本市の自治基本条例制定に至るまでの背景と成立までの経緯でございます。

続きまして、条例の解説に移りたいと思います。

お配りしております伊予市自治基本条例の解説付をごらんいただけたらと思います。

こちらが、この資料になります。

なお、この条例解説ですが、今回は他の議題もあることから、時間的に個別条項を解説するというようなことができませんので、第1章から第7章まで章単位で概要を説明させていただきまして、特に必要なもののみ個別に説明を行いたいと思います。個別の条については、こちらの資料に条例解説付ということでページに書いておりますので、また次回の会までに御確認をしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、前文でございます。

読み上げる形になるんですが、前文では、本条例の制定趣旨、目的について述べております。

伊予市の自然や歴史、文化について述べるとともに、安心して快適に暮らせるよう、市民、市議会、執行機関等が連携協力して地域社会の形成に努めなければならないことを述べています。また、社会環境の激変に対応するため、市民の自覚と責任を促し、みずから考え、助け合いながら行動する住民自治のまちづくりの推進の必要性を述べております。

次に、第1章の総則でございます。

第1章につきましては、第1条から第4条までになっておりまして、目的、最

高規範、定義、自治の基本理念について定めております。

この章では、本条例全体に共通して適用される原則を書いております。

本条例制定が自治の進展を目的としたものであり、本市の最高規範としてこの条例の趣旨が尊重されなければならないことを定めております。また、伊予市の自治の基本となる考え方を定めています。

第2章でございます。

市民の権利並びに市民、市議会及び執行機関の責務についてでございます。

こちらは、第5条から第11条までとなっております。市民の権利、市民の責務、市議会の権能と責務、市議会議員の責務、市長の責務、市長を除く執行機関の責務について定めております。

こちらのパンフレットのほうに見開きで条例が載っておりますので、また見比べながら見ていただけたらと思います。

この章では、住民自治の当事者である市民等の権利と責務を定めています。住民自治の当事者である市民、市議会、市議会議員、市長、執行機関、市職員が自治を進展させるために与えられた権利や果たすべき責務について定めております。

パンフレットの1ページの上のほうに「みんなで支える伊予市のまちづくり」というものが書いてあります。こちらのほうが図で示しておりますのでわかりやすいと思いますので、この市民、市長、市議会が対等な立場で情報共有、またそれぞれに参画・協働をしていくと、そういうことが書いてあります。

続きまして、第3章でございます。

市政運営の原則。

こちらが、第12条から第19条となっております。総合計画、財政運営、行政評価、個人情報保護、説明責任、外郭団体等、意見等への対応、危機管理についてとなっております。

この章では、自治の進展に必要な市政運営の基本的事項を定めております。

自治の理念に基づいた総合計画の策定と、それを支える健全で透明性のある財政運営、事業の妥当性を検証する行政評価など、自治の進展を図るために執行機関に課せられる事項を定めております。

こちら、執行機関というちょっと聞きなれない言葉があると思うんですが、用語の定義——2ページです——というところ、これ第3条のところなんですが、執行機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会などということになっております。

す。ついでで申しわけないんですが、これ重要になりますんで、市民とは、市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に通学する者、市内で事業を営む者ということで、市内でお住まいになられていたり活動したりする人々全てというようになっています。

第4章です。

参画と協働の原則でございます。こちら第20条から第23条までとなっております。

参画と協働、意見公募手続制度、審議会等の運営、住民投票について定めております。

この章では、市民の市政への参画と協働を推進するための制度や取り組みについて定めております。

これもまた戻って2ページを見ていただきたいんですが、先ほどの用語の定義ところで、参画と協働ということを書いております。

参画とは、市民が行政施策の立案、実施及び評価までの過程に主体的に参加すること。

協働とは、市民、市議会及び執行機関が共通の目的を実現するため、互いの自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し協力することということになっております。

パンフレットの1ページの下の方、緑のところ参画と協働によるまちづくりというようなことが書いておまして、こちらのほうが内容的にはわかりやすいかなと思うんですが、参画と協働についての記載をしております。

ちょっと読み上げますと、参画とは、まちづくりを考えていく中で、市民の皆さんが市政に積極的に参加し、意見を反映させることです。参画の手段としては、意見公募手続、審議会委員等の公募、ワークショップや公聴会の開催、市民アンケートやモニター制度の実施等が考えられますということになっております。

続いて、市政との協働なんですが、協働とは、まちづくりにおいて、行政と市民、企業、団体等が役割や責任を分担し、お互いに協力することとなっております。対象となる事業は、環境美化、自然保護、防災防犯、施設管理、イベントの開催等多岐にわたっております。

条例の解説のほうに戻っていただいて、参画と協働のまちづくりを推進するためには、市民への情報提供とともに、市民が市政へ参加し、意見を述べる機会をつくるのが重要であることから、そのための制度や取り組みについて述べております。

次に、1 ページあけていただきまして第5章でございます。

第5章、住民自治。こちら第24条から第25条となっております、住民自治組織並びに協働推進拠点のことを書いております。

パンフレットのほうの今度は2 ページをあけていただきましたら、その上のほうに住民自治とは何かということと、住民自治組織とは何かということを書いております。

下のほうに、それぞれ住民自治とはどういうものか図化しておりますので、こちららもあわせて確認していただけたらと思いますけれども、この章では、住民自治を推進する組織とその活動拠点について定めています。

本条例の自治の基本理念である多様な地域特性を生かしたまちづくりを推進するための住民自治組織の形成を支援するとともに、その活動拠点として自治センターを設置することを定めております。

パンフレットを読ませていただけたらと思うんですが、住民自治とはということなんですが、住民自治とは、地域内の問題や課題を地域住民が話し合い、責任を持って決定することで住みよい環境を築く活動のこととなっております。自分たちの地域は自分たちでつくるということを目標に、一人一人が知恵や力を出し合って協力しながらまちづくりを計画し、地域をつくっていくというようになっています。

また、住民自治組織とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の課題に民主的に対応できるよう、その地域の住民の誰もが参加でき、かつ自発的に組織される団体で、行政との役割や責任の分担のもと、福祉、環境、防災、こちら先ほど述べましたような活動を実施すると。また、市はその活動に必要な財政的、人的支援を行うということになっております。

続きまして、また先ほどの条例解説の2 ページの2 番目のほうに戻っていただきたいんですが、第6章、こちらのほうは第26条となっております、参画協働推進委員会でございます。

本委員会となりますが、この章では、参画と協働に関する調査協議を行うための推進体制を定めております。

この条例により行われる施策の実態把握とともに、条例の見直しを行うために、市長への報告、建議を行う附属機関として委員会を設置することを定めております。

続きまして、第7章、その他、こちらが第27条から第28条までとなっております、国及び他の地方公共団体との関係、また情勢の適応について述べております。

この章では、国等との適切な役割分担による自立した地方自治の確立について述べるとともに、この条例の社会情勢への適応について述べています。

国や県と対等な関係であることが地方自治の基本となることから、自立した関係性の確立に努めることが求められています。この条例が社会情勢の変化に対応しているか検討を行う必要があることから、見直しを行うことが述べられております。

以上が伊予市自治基本条例の解説となりますが、本条例の第28条で御説明いたしました、パンフレットの一番後ろ、5ページになるんですが、ここの最後のところに第28条、情勢への適応というところがございますして、この中で市長は、この条例の理念を踏まえ、条例の施行日から5年を超えない期間ごとに、各条項が、本市にふさわしく、社会情勢に適応したものかどうか検討することを定めております。よって、この条例が、一番下の附則のところに書いてあるんですが、平成22年1月1日から施行するというようになっており、本年中に条例の見直しを行うことが必要になっておりますので、その点も含めながら今後の本会における条例見直しについての審議をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、最後になりますけれども、この後の今後の予定というところでもそのスケジュールについて説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

- 委員長： 事務局からの説明について御質問、御意見はございませんか。
幅が広過ぎて……。何を質問していいのかわかりにくいと思うんですけど。
- 委員： どのあたりを変えていきたいというのがありますか。
- 事務局： 事務局からですが、一応これまだ条例ができて2回目の見直しというようなことでございます。自治基本条例というのは、先ほど申しました伊予市の最高規範で、日本国憲法でもそうたびたび変えるということはないですが、事務局としては何かを変えるということはないのかとは思いますが、それでも10年たつて社会情勢も少しは変わっているところもありますので、そういうようなことと比較をしながら見ていただけたらというような思いで御提案をさせていただいた次第でございます。

この進め方については、先ほど申しあげました今後の予定のところでも、本委員会だけではなく、市民の皆さんにも意見公募をするというような、後で御説明させてもらう形もございますので、そういった形で進めながら、市民の方からの提案などがございましたら本委員会でもまた審議していただくと、それを含

めてというような形にもなりますので、そういうことも踏まえてまた検討して
いただけたらと思います。

委員長 : あと、御意見、御質問はよろしいでしょうか。

はい、小西さん、どうぞ。

委員 : 消防のほうでも、5年のスパンでいろいろ国のほうから経過が変わってきている
情報がありますけど、このことに関しても国とか県が、多分伊予市だと2年
置き単位で変わってきてると思うんですけど、その変わったところを文章で出
してもらって、じゃあ伊予市はこれからどうしていくかということをしてい
くと話が結構スムーズに流れるのではないかと思うんですけど。

委員長 : ありがとうございます。

今の意見に対して、事務局ありますか。

事務局 : 今おっしゃられた、例えば伊予市で2年スパンぐらいでこんなふうに伊予市
の中が変わったのでという……。

委員 : 伊予市も変わるっていうのは、やっぱり伊予市の上の県がまた変わるっていう
ことがあったのを踏まえて、伊予市が、じゃあうちらも5年だから変えていこ
うかというための協議会ではないんですか。

事務局 : こちらが、伊予市の独自の決まりですので、自治基本条例なので、ですの上
の県とのつながりとかっていうものはないんです。

委員 : 上が変わったからこれをちょっと変えてくださいっていうのではないんです
か。

事務局 : ないんです。

委員 : わかりました。

委員長 : よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 : 続いて、2番、伊予市協働の指針について事務局より説明をお願いいたしま
す。

事務局 : 資料のほうが、こちらになります。

前回の委員さんのほうには見ていただいたところなんですけど、また新しい委員
さんもいらっしゃいますので、こちらを改めて説明させていただけたらと思
います。

それでは、伊予市協働の指針について御説明を申し上げます。

まず、この指針（案）の構成について申し上げ、その後、各章ごとの説明を行
いたいと思います。

それでは、本指針の構成となりますけれども、大きく分けると5つからなっ

おります。

1つ目が協働が必要となった背景、2つ目が協働が意味するものとその効果、3つ目が協働の基本原則と実施方法、4つ目が協働の進め方、5つ目が行政の支援策となっております。

それでは、本指針（案）に沿って御説明をしますので、お手元の伊予市協働の指針をごらんください。

表紙をあけていただきまして、はじめにですが、ここでは新伊予市が誕生してから10年以上が経過しておりますけれども、少子・高齢化、人口減少などに起因して生じている本市の問題をあげ、一方、行政としても財政状況が厳しさを増していると、そういう状況の中で、今後どのようなまちづくりを進めていくべきか問題を提起しております。

続きまして、目次がございまして、次のページ、1ページとなりますけれども、1番、策定の背景ですが、ここでは先ほどの問題提起に続きまして、それまで、地域で起こった問題は地域住民同士の話し合いによって解決していたという、昔はそういうようなものでしたけれども、現代社会においては、住民同士の結びつきが弱まる傾向にあることに加え、価値観が多様化、複雑化しているため、行政が行ってきた公平、一律のサービスの手法では、多様な市民ニーズに応えられなくなりつつある状況や、行政自体も財政状況が厳しさを増しており、全ての公的活動を担うことが困難となっている状況を説明しております。

こちらのほうも前回と同じ資料になるんですが、伊予市の人口と世帯の動向について下のほうにグラフで書いております。

平成7年から平成27年まで、こちら国勢調査の数値をもとに作成しております。総人口で言うと、この20年で約90%、9割になりまして、1割減ということでございます。その中でも年少人口、生産年齢人口、老年人口に区分をしておりますが、この変化率で見ますと、14歳以下の年少人口は3割減です。15歳から64歳の生産年齢人口が2割減で、それに伴いまして65歳以上の方が3割強増加しているというような状況になっております。

こうした状況の中、これらの課題を解決する手法として考えられたのが協働となります。

2ページの策定の目的をごらんください。

社会が多様化、複雑化する現代社会では、市民ニーズに即したサービスを受けるためには、市民が直接公益活動の担い手となって行政と連携する、協働によるまちづくりが必要となることを説明しております。

そして、指針を策定する目的といたしましては、この着色しているところですが、市民と行政が協働の理念について共通の理解を深める。そして、市民活動、この市民活動は下に注釈がついておりますが、市民の自主的な参加によって行われる自発的な活動で、営利を主たる目的とせず、多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とした活動ということになってはいますが、そういった活動を促進し、地域コミュニティーを活性化する。3といたしましては、市民参画制度の拡充を図る。市民の皆さんが行政に積極的に計画段階から参加していただく、制度の拡充を図っていくというようなこととございます。4番目、市民及び行政職員の意識改革を促すというようなことがこの指針の目的となっております。

続きまして、3ページの3、協働とはでございます。

2で、今後は協働が必要になってくると説明しましたが、その協働の意味について説明しております。

協働とは、市民、行政を初め、まちづくりにかかわる多様な主体が、相互信頼や尊重のもとでそれぞれの責任や役割を分担し、連携、協力してまちづくりを行うことであると定義しております。

協働することにより、市民は市民ニーズを行政に対して発信することが可能となり、ニーズに応じたサービスが受けられる可能性が高まります。一方、行政においてもニーズに応じたサービスを提供することで、効率的で無駄のない行政運営が可能となることを説明しております。また、協働が進むことによって、市民の皆様が地域に関心を持つきっかけとなることから、先ほど御説明いたしました、住民自治の意識の醸成にもつながることを説明しております。

4番、ここでは、協働の取り組みが本市でどう位置づけられているのか説明します。下にあります協働の位置づけでございます。

本市の最高規範であります、先ほど申し上げました自治基本条例で協働に関する定義がされており、緑の部分なんです、第4条の3項及び第20条において協働を推進する根拠が示されております。

ちょっと読み上げさせてもらいますと、第4条、自治の基本理念。市民、市議会及び執行機関が、相互に補完しながら協働して市政を進めることと書いておりました、第20条では、市民、市議会及び執行機関は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、参画と協働によるまちづくりに取り組むものとするというふうに書いております。また、第26条においては、参画と協働に関する事項を調査協議するため、伊予市参画協働推進委員会を設置することを定めております。

そしてま、まちづくりの基本構想、基本計画であります伊予市第2次総合計画の中でも、参画協働推進都市の創造ということの基本目標に掲げておられて、協働のまちづくりを推進することになっております。

これ、下の黄色の部分、伊予市の第2次総合計画を抜粋したのようになっております。その中で地域コミュニティーにおいて、中心的な役割を果たす自治会活動を積極的に支援するとともに、NPOやボランティア団体など、さまざまな団体にまちづくりの情報を提供するとともに団体間での情報交換などの支援も行うことで、市民と行政の協働によるまちづくりの推進に努めていますというふうに書いています。

続きまして、次のページなんですけれども、協働を実施することでどのような効果があるのか説明したものが、4ページの5、協働に期待される効果でございます。

協働を実施することで得られるメリットについて、各実施主体別に事例を挙げています。

大まかに言うと、市民（団体等）のメリットで、その中の市民ですが、個人としての市民では、主にニーズに即したサービスが受けられるようになることや、地域活動に対する社会的理解が得られることが期待されております。

続きまして、市民活動団体等についてなんですけど、市民活動団体では、活動の認知度や信頼度が上がるほか、地域団体が行う公共サービスの提供が事業に発展する可能性が期待されているというようなことを書いています。

市民活動団体というのは、NPOやボランティア組織などさまざまな団体など、地域活動を行う市民団体というようなことで挙げております。

続きまして、地域社会ですけれども、地域社会のメリットといたしましては、地域に生きがいづくりや自己実現の場ができること。また、協働の過程を通じて人間関係が深まるため、地域社会に連帯感が形成される、そして安全・安心な地域の形成が図られるということをおっしゃっています。

続きまして、行政のメリットですけれども、行政のメリットといたしましては市民ニーズの的確な把握が可能となることから、事務や財源などの効率化が図られるほか、市民との対話を通じた信頼関係が構築されるというようなことをおっしゃっています。

次に、5ページになるんですけど、それをもとに昨年度、平成30年度に協働に関する意識調査を実施しております。ホームページや広報紙などでも一部掲載しているんですけども、ごらんいただいたように市民満足度調査の結果では、協働という言葉自体がなかなかなじみが薄いということもあり、十分に浸透し

ておらず、その下の方、協働の活動についてなんです、半数の方が参加の経験がないというような結果になっております。今後も協働の普及に向けたさらなる取り組みが必要となっておりますということを書いております。

続きまして、6ページの協働の推進についてでございます。

ここでは協働の理解を深めるため、協働のイメージを図示しております。

最初の図は、まちづくりにおける行政と市民の関係性をあらわしたもので、協働を進めることにより、この上の図ですが、一方向であったものが下の双方向な関係性へと変化することを示しています。これが下の協働後の双方向というところで示しておりますが、市政への参画というところでございます。積極的な市政への参画によって、行政は市民の方からの意見を頂戴し、それをもとにした施策を実施することができるというようなことで、こういうような図となっております。

6ページのところで一番下の共通ルールを書いてございますが、協働の部分っていうのは、市民と行政が、対等な関係にいるというようなことが重要となってくることから、相互信頼、尊重、目的、目標の共有など、この関係性の上で行われるというようなことを示しております。

その次の7ページになるんですが、7ページの表では、協働の領域に関する総合的なイメージを記載しております。

市民ニーズに即したサービスを提供していくためには、それまで行政が担ってきた公共的部門に多様な市民が参加していただく新しい公共、こちらのほうが図の中で一番上のほう、新しい公共という黄色い両矢印の部分になるんですが、こちらの領域を増やしていく必要がございます。

その中で、協働の範囲は、先ほどからお伝えしているとおり市民と行政による連携の部分、つまり赤破線の部分となります。その中で、協働には、どちらが主導するかにより、市民主導、市民・行政対等、行政主導の3つに分けることができます。それによりまして、市民主導であるならば、実施方法が後援とか補助・助成、また市民・行政対等なら、共催・実行委員会、委託とか、行政主導なら指定管理とか委託、そういうようなことができるということを図示しております。

このイメージでは、協働の内容や形態、実施方法などについてあらわしております。

次に、8ページでは、協働を行う際の実施方法について記載しております。

実施する事業の目的や内容によって、ふさわしい方法を選択することが重要となります。

この表では、上段に行くほど市民が主導する際に行われる方法、下の段に行くほど行政が主導して行う際に行われる方法を記載しております。

個々の説明については、時間の関係もありますので省略させていただけたらと思いますが、先ほどの協働の領域のイメージと合わせて御確認いただけたらと思います。

続きまして、協働に関するルールを定めたものが、9ページの7、協働の基本原則となります。

協働は、市民と行政など異なる主体が行う活動となるため、円滑に事業を実施するためには、共通のルールやマナーが必要となります。

本指針では、協働の原則を7つあげております。

読み上げさせてもらいますと、1番、目的やプロセスの共有。これについては、達成すべき目的やそれに至るプロセスを共有し、共通認識のもとで取り組むことが重要ですと書いております。

2番、対等性の確保。市民と行政の関係は、上下ではなく横の関係です。対等なパートナーとして位置づけることが必要ですと書いております。

3番、相互理解の推進。市民と行政は、お互いの特徴や立場の違いを理解、尊重し、信頼関係を築くことが重要ですと書いております。

4番、自主性・自立性の確保。市民と行政は、お互いの活動が自主的であり、かつ自己責任のもとで行われていることを自覚し、相手の活動を尊重することの必要性を書いております。

5番、情報公開の推進。市民と行政は、十分な情報公開を行い、協働活動の公平性や透明性を確保し、広く社会に公開することで、市民の理解を得られるよう努めることが必要ですと書いております。

6番、役割の分担。市民と行政は、効果的で効率的な取り組みが行われるように、お互いの特性に応じて役割分担をする必要があるとともに、責任の所在や範囲を明確にすることが必要ですと書いております。

7番 評価の実施。市民と行政は、協働事業の成果や効果について、自己評価や第三者からの評価を受け、事業や協働の関係を改善することが必要ですと書いております。

これらの原則をもとに活動を実施していただくというようなことを書いております。

続きまして、10ページでございますが、地域課題を解決するための協働事業として、協働にふさわしい分野ですが、協働の効果があらわれやすい分野をあげております。

1番、地域の実情に合わせて柔軟な対応が必要な分野、2番、地域と密接な連携が必要な分野、3番、専門性などにより行政とは異なる発想ができる分野、4番、合意形成が必要な分野、5番、今まで取り組みがなかった先駆的な事業などとなっておりますが、社会の変化に合わせて柔軟に取り組んでいく必要があるというようなことを書いております。

続きまして、11ページの8、協働の進め方でございます。

協働を進めるためのプロセスを説明しております。

最初に、実施する目的に沿ってパートナーを選び、続いて事業効果を検討した上で協働を進めることが必要となります。また、事業実施の際に出てきた課題について話し合い、改善しながら、次の協働につなげていくこと、このサイクルを書いているんですが、そうすることによって協働の質が上がっていくことを説明しております。

ここで、前回なかったところになるんですが、前段階のところ、その下の米印のところなんですが、パートナーの例として、個人、自治会、地域団体、事業者、市民団体、行政等、こういったパートナーはいろいろあると思うんですが、一例としてを挙げ、参考にさせていただくような形をとらせていただいております。

続きまして、12ページ、行政の支援策でございまして。

こちら、今回新たに追加した項目となっております。

協働を進めるためには、行政の支援策が必要となります。ということで、ここでは前回の委員会でも報告しておりましたが、市では、伊予市自治基本条例で住民自治を推進することを掲げ、地域において福祉、環境、防災などの分野において積極的に公益的活動を推進し、地域住民の生活環境の向上を図る、協働の担い手となる住民自治組織に対し、財政的支援を行うことになっていることから、伊予市地域まちづくり交付金を交付し、組織活動が安定的に行われるよう支援することを説明しております。

中段の表は、その概要を示しております、こちら本年度からの事業なんですが、対象となる団体は、住民自治組織であって、かつ地域まちづくり計画を策定しているもの。対象事業は、住民自治組織が地域まちづくり計画に基づき行う事業。対象経費は、住民自治組織が実施する地域づくりの事業に要する経費となっております。また、交付額については、均等割額で1団体当たり10万円、そしてそれプラス人口割額となっており、前年の9月末の人口となります。住民自治組織が属する地域の人口で1人当たり100円をお支払いすることとなっております。

こちらにも新しく追加した項目となっております、新たな行政の財政的支援になるんですが、人的支援、前回もお話しさせていただきましたが、地域担当職員制度なども今後検討していく予定ですので、また改めてそういう支援策が決定いたしましたら指針のほうに取り入れたいと思っております。

そして最後に、12ページのところなんですけど、おわりにとなります。

ここでは、協働の取り組みの重要性を再度説明しております。

無関心から関心へ、多様な主体が地域の課題に対して我が事として意識を持ち、市民活動への参加、つまり協働することの必要性を述べております。この協働の経験を積むことによって、本市における連帯の意識が高まり、地域力の向上と持続可能性が高まることを説明し、結びとしております。

以上で伊予市協働の指針についての説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

委員長：事務局からの説明について御質問、御意見はございませんか。

はい、副委員長。

委員：この伊予市地域まちづくり交付金の概要ですけれども、実例っていうのを、今そういったことがありますか。

委員長：事務局。

事務局：こちらの地域まちづくり交付金ですけれども、今年の4月に制定したばかりで、今該当して交付をする予定のところは1自治体、住民自治されだにというところなんですけど、今申請が上がっていますんで、第1号という形になっております。

委員長：申請を含めて今んところは1件ということですね。

事務局：はい、そうです。

委員：構いませんか。

委員長：はい。

委員：濟いませぬ。実は、私住民自治されだにの、今年度で任期の2年目になるんですが、今一応副会長というふうな肩書をいただいております。それで、この地域まちづくり交付金が今年度創設されたので、よかったなあと思っているんですが、実は10年たちましたので、住民自治されだにが。資金というか、されだにの住民みんなで会費は出し合ってるんですけれども、それだけでは足らんなあと言いつつと、新たに地域まちづくり交付金というのを創設していただいたので、よかったなあというふうに思っているところです。

以上です。

委員長：これは毎年出るんですか。1回だけですか。

事務局 : 毎年継続となります。

委員長 : 申請すれば。

事務局 : はい。

委員 : その中でも積み立て、繰り越し可能というふうな、その他の欄にあるんですが、これがやっぱりありがたいなあというふうには思っております。

事務局 : 従来ですと補助金という考え方で、こういうことをやりたいんで、じゃあその要ったお金の半分を出しましょうというやり方をしてたんですが、そうするとやっぱり縛りがきついで、住民自治組織全体でこんな事業をやりますよというものに一括して交付金としてお渡しして、使い方は割と柔軟に、その自治会組織で使えるようにという目的でつくった要綱になっていますので。

委員長 : これは、交付金申請をせずに進めとる団体というのも幾つかあるはあるんですか。

事務局 : この要綱をつくったときに、交付金が受けられる組織というくくり、縛りがあって、一応住民自治組織として認定を受けた団体でないといけないんですが、そこら辺がまだハードルとしては高いんで、なかなか手を挙げられるところ自体が、されだにさん以外は今んところちょっと難しいところではあるんです。

委員 : はい。

委員長 : 委員さん。

委員 : その組織は何人から可能ですか。

事務局 : 基本的には、小学校区単位で住民自治組織をつくっていただくようお願いする形になります。

委員 : 小学校区。

事務局 : 小学校区単位を原則としているということです。

委員 : 何人からじゃなくて小学校区単位。

事務局 : 人数としては200人からという形に。

事務局 : ちなみにされだには何人ぐらい。

事務局 : 今、されだにが550人ぐらいで登録をされております。

事務局 : 今後、こういった住民自治組織を伊予市でも広げていこうというようなことで考えておりますので、また地域に戻られて話でも聞いてみたいなっていうようなことがあれば、またこちらのほうに教えていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 : まず、第1ステップは、住民自治という団体をつくることから始めないといけないんやね。

事務局 : はい。

委員長 : 今、行政がつかんでいるところでいうと、該当のとはないと。

事務局 : そうです、されだにさんだけになってしまうという形です。

委員長 : だけということですね。
あと、意見とか御質問ありましたら。
はい。

委員 : さっき9の行政の支援ですけど、小学校区単位っていったら米湊は郡中校区ですよね。

事務局 : そうですね、はい。

委員 : 郡中校区でそしたら一つってということですか。それとも、例えば郡中校区の中で200人このグループがあって、最低が200人ぐらいじゃないといけないということですよね。または、郡中校区の単位の中で幾つかあっても構わんということですか。

事務局 : そうですね、原則、郡中校区という形にはなるんですけれども、やっぱり人数とかがありますんで、余り大きくなり過ぎると今度まとまらなくなってくるので、そこら辺は実情に応じて御相談いただければと思うんですが、基本的には小学校区単位で200人ぐらいが最小単位にしたいなどは思っていますので。

事務局 : 今、委員さん言われたように、郡中小学校区は非常に人が多いんで、そこを一まとめにするというのは大変になりますので。

委員 : 不可能。

事務局 : だと思いますので、事務局案として幾つかに分けております。例えば、下吾川とか米湊の灘町とか。

委員 : それならわかります。灘町なら灘町とか、そういうふうに各広報区はあると思うんですけど、その広報区単位ぐらいなら構わないというふうに理解して構いませんか。

事務局 : 今度、広報区になると、中山とか双海になると人数が少なくなってくるので。町場になると、それは十分やれるぐらいになるんですけれども。

委員 : ホームページにその要綱みたいな載っているんですか、これの。

事務局 : まちづくり交付金には上げてますんで、たしか。

委員 : 具体的にそしたら総務課が窓口ですか。

事務局 : そうです。窓口としては総務課になります。

委員 : また、つくる団体があればそちらのほうに相談に行くということで構いませんよね。

事務局 : あくまでも地域の合意形成ができる範囲ということなんで、そこら辺が重要になってくるかなあと。

事務局 : 大き過ぎると逆にまとまらなくなるんで。
委員 : 不可能だと思いますね。
委員長 : はい、よろしいでしょうか。
委員長 : じゃあ、その次、今後の予定について事務局より説明をお願いいたします。
事務局 : それでは、1枚物があると思うんですけど、今後の予定についてというもので
すが。

それでは、今後の予定について御説明申し上げます。

今後の予定ですが、まず一番上の段が本日3回目の、これ3回目というのが最初の第1回から通算でやっておりますので、第3回ということになっております。

最初に御説明申し上げましたとおり、市長より答申のありました伊予市自治基本条例の見直しについて、本年中に市長へ答申することとなっております。

ここに書いておりますとおり、諮問された日付を書いているんですが、伊予市自治基本条例については本日諮問させていただきましたということです。

伊予市協働の指針についてなんですが、前回の委員会において御報告いたしましたように、こちらも平成31年3月15日、今年の3月15日になるんですが、諮問を受けております。

つきましては、この2件ですが、本委員会の中で条例の見直しの可否や指針の策定について決定することは可能なんですけれども、本市の自治に関する最高規範である伊予市自治基本条例や、本条例の中で重要な位置づけをなす協働の指針を定めることから、広く市民の意見を伺うことも事務局としては重要であると感じております。この意見の聴取こそが、まさしく市民の市政への参画と協働を促す取り組みであると思っております。

つきましては、事務局では、伊予市意見公募手続条例にのっとり手続を進めてはと思いますが、いかがでしょうか。

この資料は、意見公募を行うことが決定した場合の今後の流れを書いております。予定としましては、まず意見公募を行う際には、市民に広く周知する必要があることから、広報紙への掲載が前提となっております。広報の8月号への掲載については、紙面の作成や製本の関係で間に合わないことから、9月号に掲載を依頼することで準備を進めることとなります。また、意見の提出期間は、意見公募手続条例というのがございますが、その条例により原則20日と決まっておりますので、9月下旬頃が締め切りになるものと思われま

次に、意見が提出された場合は、10月ごろを予定しておりますが、第4回の委員会において委員の皆様にご報告させていただき、公募意見等も踏まえた

中で見直しや修正の検討を行い、伊予市自治基本条例見直しの方向性の決定や、伊予市協働の指針の修正案を作成していくことになるかと思えます。

11月頃を予定しておりますが、第5回の委員会において委員の皆様には伊予市自治基本条例の見直しや、伊予市協働の指針の最終案を御報告、審議していただきまして、見直しや指針の決定に至りたいと思っております。そして、11月末頃には、市長への答申をさせていただいたらと考えております。

以上が意見公募を行った場合の工程になりますので、委員の皆様には意見公募を行うかどうか、その方向性を含めて御審議いただけたらと思っております。

以上が今後の方針についてでございます。

委員長 : ありがとうございます。

9月号で意見公募をするということに関しては、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 : はい、ありがとうございます。

この案で行くと、意見公募のときに意見がない場合はどうされる予定なんかな。

事務局 : 意見公募で意見がない場合については、それをもとに10月……。本委員会で。そういう報告をさせていただきまして、見直しがありませんでしたという報告を行い、委員会の皆さんに諮ったらと思っております。

事務局 : 私の反省も含めてなんですけれども、今回審議のポイントを絞ることができなかったかなというふうに反省しております。委員さんの中からも意見がありましたけれども、先進自治体でこの見直しをしよる自治体とかの結果も踏まえて、再度お諮りをさせていただくようなことにしたいと思えます。意見公募もしない場合については、そのようなことで皆様の御意見を再度聴取させていただきたいなというふうに考えております。

委員長 : じゃあ、もし意見公募がないとしても10月中にもう一度この委員会を開いてっていう形ですね。他の市の状況なども教えていただけるような形ですね。

事務局 : あればです。先ほど事務局も言いましたように各自治体が策定しよりますので、改正箇所、条例の掲げた情報が同じようなものがあれば、そこがこう変わっておるのであれば、伊予市も改正の必要があるのじゃないかというようなことでお示しをさせていただきたいなと思えます。もしなければ、また審議のポイントが薄れる可能性もあるんですけれども、少し資料づくりをしてみたいと思えます。

委員長 : 11月に市長への答申をまとめるということになれば、この10月、この1回しかないことになるんやね、審議するこの委員会としては。

- 事務局 : そうです。1回というか11月にもですね。
- 委員長 : 場合によったら10月と11月両方やるんですよね。
- 事務局 : はい。
- 委員長 : 住民自治組織への交付金について、これ他の市町村もやっておると思うんだけど、伊予市は今申請が1件ということなんやけど、同じようなことをやってた他の市なんかはどんなですか。申請がうちは5件やってるとか、10件やってるとか、そういったことも教えてはもらえるんですか、10月のときに。
- 事務局 : 住民自治組織のですね。
- 委員長 : 補助金でやってる市があるかないかわかりませんが、伊予市と同じように補助金やってる市があったら、年間今これぐらいはやってるとゆうようなことがあれば。これずっとやる上において今1件しかないということでは、せっかくやってることが余り浸透してないのかなというのがあるので、その辺はやっぱり答申内容に入れないといけないのかというふうに思うんですよね。
- 私だけ言ってしまいましたんで、委員の方、御質問等ありましたら。
- 委員 : 濟いませぬ。
- 委員長 : どうぞ。
- 委員 : この近辺で自治組織っていうのがある町村、市はあるんですか。
- 事務局 : 大体どこの自治体も、そういう地域コミュニティというか自治組織自体はあるんで、そこに交付金という形でお金をおろしているかどうかというのはその自治体独自の考え方がありますので、うちなんかも去年までは補助金というような感じで、そういった補助金の要綱はあったんですけども、今回交付金というふうに、より柔軟に使えるように交付金に切りかえたんですが、よその自治体なんかは交付金といって名前をうたって、要綱をつくってる自治体もちらほら見ることはあります。
- 委員 : ちょっと濟いませぬ。
- 委員長 : はい、どうぞ。
- 委員 : 伊予市行政は、今聞いてたら、住民自治組織をつくったほうがいいですよっていう呼びかけをされてるんですか。その勧めですか。ちょっとわかんないんだけど、組織をつくったほうがいいですよ、こういう交付金もあるし、そしたら地域の活性化にもなりますよっていう勧めもされているのでしょうか。
- 事務局 : そうですね。
- 委員 : ちょっとわかんないんだけど。
- 事務局 : 今もそれぞれ地域など区長さん初め、それぞれ自治体の組織があるんですけど、市としてはある一定の、それぞれと1対1で協働していくとなると、効率

的にも自治体の限界というのがあるんで、なるべくまとまって一定の大きさをやりたいとは考えているんで、そういったんでそういう単体ではなくて、ある程度まとまっていたら、そういった交付金も出しますのでやっただろうですかというのを勧めていきたいと今思うとんです。

事務局 : そのことにつきましては、この条例の第24条に、これができた時点から住民自治組織の立ち上げについて支援していきましようというようなことは理念として掲げておりますので、これを継承していききたいなというふうに考えております。

委員長 : すると行政としては、できるだけ住民自治組織を立ち上げてもらいたいということですか。

事務局 : はい。

事務局 : なるべくこれからは効率的にやっていくことを目的とすると、ある程度まとまっていたらいいなというのがありますので。

事務局 : また、2のほうに戻るんですが、地域の課題で、ここに集落自治って小さな自治、そして、広報区単位とかということよりも大きな自治組織、団体になったほうが、この図が示しているのですが、いろいろな活動を行う団体の知恵が入ってくるんです。何かあるときには御相談できる、横の連携ができるということから、これから少子・高齢化とか、人口減少ということがございますので、ある程度大きな単位にしておかないと地域が守られないというようなことを危惧していることから始まっておりますので、そういうことから住民自治組織を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

事務局 : 小さい自治組織を潰すつもりではなくて、小さい自治組織はそのまま、何か市に意見を言うときなんかは、一まとまりの大きな単位として一緒にやっただろうかというのを進めていきたいなと思っておりますので。

委員 : 住民自治組織っていうのはすごく魅力的で、私も大平地区で高齢者の集いをやっているんですけども、私自身としては、大平地区で自治組織ができたその傘下の中でNPO法人としてその活動をしていきたかったんですけども、それができないので、それを推進していってくれて、それを担う人が出てきてくれるのをちょっと期待しているんですけど、わかりました。

委員長 : あと、質問、意見とかよろしいでしょうか。

委員 : いいですか。

委員長 : はい。

委員 : 協働の部分なんですけれども、アンケートをとってあるところなんですけど、ページ数がわかんない。

事務局 : 満足度調査調査ですかね。

委員 : アンケートをとって、参画してるとか、参画してないとか。

事務局 : 5ページのところですかね。

委員 : 5ページですね。

これで、協働という言葉を知らないっていう人が42.8%ですよ。けど、いろんなイベントとか行事に参加したことがあるっていうことが51%もいるっていうことは、市民に対して協働という言葉が広まってないわけですよ。

協働の原則っていうところに、市民への情報っていうことを公開するって書いてあるけど、この5番目の情報が確実に公開されてないってこちらでは読み取っていいですよ。要するに、協働という言葉が住民の中で広まってないっていうことだから、協働という言葉をもうちょっと住民にわかるように伝えていかないと、今回ホームページとか公開しても、住民がその協働という言葉を知らなければ、会長さんが言われたように答えが返ってこないと思うんです。だから、もうちょっとさかのぼってというか、原点に戻って、協働っていうことを住民にもっとどういうことかっていうことを教えてあげないといけないと私は思うんですが。

委員長 : それでは今、伊予市広報に載せようとしとる原文は、今の段階ではないんですね。

事務局 : 今のところはないです。

協働というものを広報紙で一度取り上げたことはあるんですが、それがいつだったかもわからないぐらいになってますんで。

事務局 : 男女共同参画とかいろんな協働があるんで、年に1回広報紙で、4月か3月ぐらいにパンフレットとかを入れるような事業みたいなんはしてるんですが、やっぱりそれでもなかなか浸透してないというのはこちらとしても痛感はしているところなんですけれども。人の気持ちを変えるっていうのは、今日言うてすぐ変わるようなものではないんで、うちも長い目でやめずに継続してやるっていうのは考えておりますんで、確かに浸透してないというのは数字を見れば一目瞭然なんで、今後また何かてこ入れができるような面があれば、うちもまた考えていきたいなとは思っています。

委員 : ちょうど、この53%参加したことがあるのと知らないというパーセントがほとんど同じぐらいの数字だから、みんないろんなことは参加してるけど、これが協働だっていうところを知らないということがすごい恐ろしいし、結びつけてあげてないと。多分アンケート開いても答えが余り来ないような気がするんです。

委員 : 協働とはっていうことを広報に載せたら。

委員 : 協働って何と思うよね、見ると。

委員 : 何となくはわかる。

委員 : 字を読んだら。

委員長 : でも、あれやね。伊予広報に書く説明がまた難しかったらなかなか。

委員 : これがそのまま載ったら誰も読まない。

委員長 : だから、意見が出やすいような書き方をしてもらわないかんですよ。できるだけ砕いて、短い文章で端的に。

委員 : でも、それが難しいですよ、条例となると。

委員長 : でも、余り難しいこと書くと意見を言えんわね。どんな意見言うたらええかわからんもんね、これは。

事務局 : そういうところはありますね。

委員 : 若い方はどうですか。

委員 : いやあ、参画、協働って私とかって本当余り細かくなると全くわからなくなってくるんで、確かに文字がばあっと並べられて、広報とかで文字がすごい並んでも、参画、協働っていう言葉を説明しますって書かれとつても、参画、協働っていうのを見ただけで、別に意味わからんけんまあいいかなとなってしまう可能性はすごいあるんです。だから、何が一番いいんでしょう。漫画描くとか。

委員 : 漫画にして説明するとか。

委員 : 協力はしますが必要だったら。あとは広報をどれだけ細かく見てくれるかですよ。意外とどうなんかなあと思って。若い人、若い家族とかはどうなんやろうとか思ったりもするんですけど。

委員長 : そこはでもあれやね。見てるというふうに踏んで、逆に見た人がどんだけ意見をくれるかということですよ。

委員 : ぱっと目を引くようにしないと多分なかなか難しいと思います。

委員長 : じゃあ、よろしいでしょうか。

委員 : いろいろ出ましたんで、また広報に意見の出やすいような載せ方をさせていただくということと……。

委員 : 協力します。

委員長 : また10月に、これもスケジュール的には余り何回も集まる機会ないので、せっかく委員会がある意味もやっぱりあると思うんで、10月にまたいろんな、もう少し踏み込んだ話ができたらと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日予定されていましたが以上でございます。

委員の皆様におかれましては、貴重な意見をいただきますとともに、円滑な議事進行に御協力いただきありがとうございました。

これをもちまして第3回伊予市参画協働推進委員会の議事を終了いたします。

それでは、進行役を事務局へお返しいたします。

事務局 : ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたりまして御協議をいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、次第の7、その他に移りますが、事務局で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局 : 事務局からも特にございませんので、これにて委員会を閉会いたしたいと存じます。

本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

15時40分 閉会